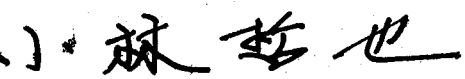


熊谷市立老人憩の家条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 

条例第 37 号

(別紙)

熊谷市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊谷市立老人憩の家条例（平成１７年条例第１４６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表熊谷市立老人憩の家荒川荘の項を削る。

附 則

この条例は、令和９年１０月１日から施行する。